

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三次市は、国民健康保険税業務における個人情報の取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事務では、特定個人情報に限らず、個人情報全般について、業務フローに基づき、リスクの分析と対策を明確にしたうえで、業務を行っている。

評価実施機関名

広島県三次市

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	三次市は、地方税(昭和25年法律第226号)法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険税賦課対象者の判定 ②課税資料(申告書等)の個人特定 ③国民健康保険税課税者の世帯員の判定 ④国民健康保険税額の算定 ⑤納税通知書による国民健康保険税額の通知 ⑥国民健康保険税に係わる証明書の発行 ⑦国民健康保険税台帳の照会 ⑧情報提供ネットワークシステムへの国民健康保険税賦課データ提供 ⑨過誤納金又は還付加算金の還付 ⑩国民健康保険税の還付
③システムの名称	1. 国民健康保険税システム 2. 中間サーバ 3. 電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)賦課基本ファイル (2)介護基本ファイル (3)支援基本ファイル (4)賦課個人ファイル (5)期割情報ファイル (6)宛名ファイル (7)宛名履歴ファイル (8)口座管理ファイル (9)口座振替ファイル (10)口座登録・連携ファイル関連情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表 第24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (48, 69の項) (情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」(48の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 課税課 市民部 収納課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 総務部総務課(行政係) 電話:0824-62-6153
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 市民部課税課(市民税係) 電話:0824-62-6122 市民部収納課(収納係) 電話:0824-62-6127
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で課長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ 特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワード※1による保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施※1している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 ※1_eーラーニング

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月28日	I-5-①	財務部 課税課	市民部 課税課	事前	
平成27年4月28日	I-8	財務部課税課	市民部課税課	事前	
平成27年4月28日	表紙-公表日	平成27年3月25日	平成27年4月28日	事前	
平成27年4月28日	I-5-②	吉永 正美	鎌倉 正樹	事前	
平成28年5月11日	II-1	平成27年1月5日時点	平成28年5月11日時点	事後	
平成28年5月11日	II-2	平成27年1月5日時点	平成28年5月11日時点	事後	
平成28年5月31日	表紙-公表日	平成27年4月28日	平成28年5月31日	事後	
平成29年5月16日	II-1	平成28年5月11日	平成29年5月16日時点	事後	
平成29年5月16日	II-2	平成28年5月11日	平成29年5月16日時点	事後	
平成29年5月16日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第1 第16項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第1 第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月16日	I-4-②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)(別表第2における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(第27の項)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(27,42の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第20条、第25条(別表第2における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(第27の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第20条</p>	事前	
平成29年5月31日	表紙-公表日	平成28年5月31日	平成29年6月20日	事後	
平成30年10月23日	表紙-公表日	平成29年6月20日	平成30年10月23日	事後	
平成30年10月23日	I-5-②	鎌倉 正樹	課長	事後	
平成30年10月23日	II-1	平成29年5月16日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成30年10月23日	II-2	平成29年5月16日時点	平成29年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	表紙-公表日	平成30年10月23日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I-7	総務部総務課(行政係)	総務企画部総務課(行政係)	事後	
令和1年6月28日	II-1	平成30年5月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2	平成30年5月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1		基礎項目評価書	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅳ－２		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－３		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－４		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－５		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－６		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－７		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－８		[○]自己点検 [○]内部監査	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－９		十分に行っている	事後	
令和2年7月8日	表紙－公表日	令和1年6月28日	令和2年7月8日	事後	
令和2年7月8日	Ⅰ－７	総務企画部総務課(行政係)	総務部総務課(行政係)	事後	
令和2年7月8日	Ⅱ－１	令和1年5月31日時点	令和2年6月24日時点	事後	
令和2年7月8日	Ⅱ－２	令和1年5月31日時点	令和2年6月24日時点	事後	
令和2年7月8日	Ⅳ－９	十分に行っている	特に力を入れて行っている	事後	
令和3年7月2日	表紙－公表日	令和2年7月8日	令和3年7月2日	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ－１	令和2年6月24日時点	令和3年5月31日時点	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ－２	令和2年6月24日時点	令和3年5月31日時点	事後	
令和3年12月10日	表紙－公表日	令和3年7月2日	令和3年12月10日	事後	
令和3年12月10日	Ⅰ－４－②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号 別表第2	事後	
令和4年7月5日	表紙－公表日	令和3年12月10日	令和4年7月5日	事後	
令和4年7月5日	Ⅱ－１	令和3年5月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和4年7月5日	Ⅱ－２	令和3年5月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月15日	表紙－公表日	令和4年7月5日	令和4年11月15日	事後	
令和4年11月15日	I-1-②	<p>三次市は、地方税(昭和25年法律第226号)法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険税賦課対象者の判定 ②課税資料(申告書等)の個人特定 ③国民健康保険税課税者の世帯員の判定 ④国民健康保険税額の算定 ⑤納税通知書による国民健康保険税額の通知 ⑥国民健康保険税に係わる証明書の発行 ⑦国民健康保険税台帳の照会 ⑧情報提供ネットワークシステムへの国民健康保険税賦課データ提供</p>	<p>三次市は、地方税(昭和25年法律第226号)法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険税賦課対象者の判定 ②課税資料(申告書等)の個人特定 ③国民健康保険税課税者の世帯員の判定 ④国民健康保険税額の算定 ⑤納税通知書による国民健康保険税額の通知 ⑥国民健康保険税に係わる証明書の発行 ⑦国民健康保険税台帳の照会 ⑧情報提供ネットワークシステムへの国民健康保険税賦課データ提供 ⑨過誤納金又は還付加算金の還付 ⑩国民健康保険税の還付</p>	事後	
令和4年11月15日	I-2	<p>(1)賦課基本ファイル (2)介護基本ファイル (3)支援基本ファイル (4)賦課個人ファイル (5)期割情報ファイル (6)宛名ファイル (7)宛名履歴ファイル (8)口座管理ファイル (9)口座振替ファイル</p>	<p>(1)賦課基本ファイル (2)介護基本ファイル (3)支援基本ファイル (4)賦課個人ファイル (5)期割情報ファイル (6)宛名ファイル (7)宛名履歴ファイル (8)口座管理ファイル (9)口座振替ファイル (10)口座登録・連携ファイル関連情報</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月15日	I-5-①	市民部 課税課	市民部 課税課 市民部 収納課	事後	
令和4年11月15日	I-8	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 市民部課税課(市民税係) 電話:0824-62-6122	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 市民部課税課(市民税係) 電話:0824-62-6122 市民部収納課(収納係) 電話:0824-62-6127	事後	
令和5年8月23日	表紙-公表日	令和4年11月15日	令和5年8月23日	事後	
令和5年8月23日	II-1	令和4年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	
令和5年8月23日	II-2	令和4年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	
令和7年1月21日	表紙-公表日	令和5年8月23日	令和7年1月24日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月21日	I-3	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第1 第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表 第24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月21日	I-4-②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(27.42の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第20条, 第25条(別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(第27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第20条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(48, 69の項)(情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(48の項)</p>	事後	
令和7年1月21日	II-1	令和5年5月31日	令和7年1月20日	事後	
令和7年1月21日	II-2	令和5年5月31日	令和7年1月20日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月21日	IV-8	8. 監査	<p>8. 人手を介在させる作業 十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で課長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワード※1による保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 	事後	
令和7年1月21日	IV-9	9. 従事者に対する教育・啓発	9. 監査	事後	
令和7年1月21日	IV-10		10. 従事者に対する教育・啓発 十分に行っている。	事後	様式改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月21日	IV-11		<p>11. 最も優先度が高いと考えられる対策 十分である。 毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務 に従事する職員(会計年度職員を含む。)等 に対し、教育研修を実施※1している。各研修 においては受講確認を行い、未受講者に対し ては再受講の機会を付与し、関係する全ての 職員が研修を受講するための措置を講じて いる。これらの対策を講じていることから、 従業者に対する教育・啓発は「十分に 行っている」と考えられる。 ※1_eラーニング</p>	事後	様式改正による